

## 議案第49号

さいたま市教育委員会委員定数条例及びさいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教育委員会委員定数条例及びさいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教育委員会委員定数条例及びさいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市教育委員会委員定数条例の一部改正)

第1条 さいたま市教育委員会委員定数条例（平成14年さいたま市条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、さいたま市教育委員会の委員の定数を <u>5人</u> とする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、さいたま市教育委員会の委員の定数を <u>6人</u> とする。

(さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成22年さいたま市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第23条第1項</u> の規定により、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、同項第1号に掲げる事務とする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第24条の2第1項</u> の規定により、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、同項第1号に掲げる事務とする。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### （経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する間のさいたま市教育委員会委員定数条例に規定するさいたま市教育委員会の委員の定数については、なお従前の例による。